

# 保証委託申込書のご記入見本

## 【ご署名・ご捺印欄】

申込者および担保提供者の方全員分のご署名・ご捺印をお願いします。  
(1枚目のみご捺印願います。)

※印鑑登録証明書に記載のご住所およびご氏名をご記入願います。

※担保提供者の方(申込者にご加入されず、担保提供のみをされる方)は、「担保提供者」欄にのみご署名・ご捺印願います。

## 【日付】

申込者の方が保証委託申込みを行った日をご記入願います。

平成30年度以降申込用

住宅改良開発公社提出用

## 保証委託申込書

一般財団法人 住宅改良開発公社 御申

平成 30年 6月 1日

### 1. 申込者

住所	沖縄県那覇市おもろまち1-2-26	住所	沖縄県那覇市おもろまち1-2-26
氏名(自署)	改良 太郎	氏名(自署)	改良 次郎
住所	沖縄県那覇市おもろまち1-2-26		
氏名(自署)	改良 三郎	実印	実印

この申込書  
一枚

### 2. 借入申込内容

借入先	沖縄振興開発金融公庫			
区分	(1)建設	2 購入	3 改良	4 債還中の引受け
融資種別	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸住宅(ファミリー) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅(省エネ) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅(サービス付高齢者向け一般住宅型) <input type="checkbox"/> 中高層ビル <input type="checkbox"/> 賃貸住宅改良(ファミリー) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅改良(省エネ) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅改良(サービス付高齢者向け一般住宅型) <input type="checkbox"/> その他(種別名: _____) (※いずれかのボックスにチェック)			
借入予定期間	賃貸住宅等	100,000,000 円	35 年間	
	住宅	円	年間	
	中高層ビル等	円	年間	
	合計	円		
保証料方式	<input checked="" type="checkbox"/> 保証料返戻なし(納付を受けた保証料は、返戻しません。) <input type="checkbox"/> 保証料返戻あり(公社の定める事由に該当したときに、保証料の一部を返戻します。) (※いずれかのボックスにチェック。但し、融資種別が「賃貸住宅改良」の場合は、「保証料返戻あり」のご利用のみとなります。)			
資金受領方法	<input type="checkbox"/> 分割交付	<input checked="" type="checkbox"/> 一括交付	(※いずれかのボックスにチェック)	
物件所在地	沖縄県那覇市おもろまち1-2-26			

【区分】  
該当する区分を○で囲んでください。

【借入予定期間】  
「公庫借入申込書」の資金計画欄に合わせてご記入願います。

※円単位となっておりますので、ご注意ください。

## 【融資種別】

該当する融資種別にチェック(✓)をお願いします。

## 【資金の受領方法】

公庫資金の受領方法のいずれかにチェック(✓)をお願いします。

## 【物件所在地】

建設予定地の登記地番を全てご記入ください。

※分筆予定がある場合には、地番の後ろに「の一部」と明示してください。

## 【保証料方式のご選択】

保証料方式をご選択のうえ、いずれかにチェック(✓)をお願いします。

なお、ご選択に当たっては「保証委託申込内容に関する確認書兼個人情報の取扱いに関する同意書」の内容をご理解のうえ、ご選択くださいますようお願いします。



## 保証委託契約書

## 保証委託申込書

一般財團法人住宅改良開発公社 御中

平成 年 月 日

## 1. 申込者

住 所 ..... 氏名(自署) ..... 住 所 ..... 氏名(自署) .....  
 担保提供者 ..... 住 所 ..... 氏名(自署) .....  
 担保提供者 ..... 住 所 ..... 氏名(自署) .....

## 2. 借入申込内容

借 入 先 分	1 建設	2 賃入	3 改良	4 債権中の引受け
融資種別	□ 貸貸住宅(ファミリー) □ 賃貸住宅(省エネ) □ 賃貸住宅改良(サービス付高齢者向け一般住宅型) □ 中高層ビル □ 賃貸住宅改良(ファミリー) □ 賃貸住宅改良(省エネ) □ 賃貸住宅改良(サービス付高齢者向け一般住宅型) □ その他(別名: ) (※いずれかのボックスにチェック)			
借入予定期間	賃貸住宅等	年間	年間	年間
借入予定期間	中高層ビル等	年間	年間	年間
保証料方式	□ 保証料返戻なし (※いずれかのボックスにチェック) □ 保証料返戻あり(公社の定める事由に該当したときに、保証料の一部を返戻します。) ご利用のみとなります。)	円	円	円
資金受領方法	□ 分期交付 □ 一括交付 (※いずれかのボックスにチェック)	合計	合計	合計
物 件 所 在 地				

私及び担保提供者は、下記事項を約諾の上、貴公社に対し上記借入れについての保証委託の申込みをいたします。

## 約 諸 事 項

- 本申込みに基づく保証委託契約は、私が貴公社の定めるところにより保証料を支払った時に、私が沖縄振興開発公社にその支払を委託すること、裏面記載の保証委託契約の内容により成立するものとすること。
- 本申込みに基づき私が負担する保証料については、特に貴公社から指定がある場合を除き、沖縄振興開発金融公庫にその支払を委託すること。
- 本申込みに基づいて、保証料領収書と一連のものとして同一内容の事項を記載する保証委託契約証書は、保証終了時まで沖縄振興開発金融公庫に預け入れること。
- 本申込書と保証委託契約証書とは、一ととなって、私と貴公社の間の保証委託契約を証する書面となることに同意します。

\* 公社記入欄 保証委託申込書を事業代行者を通じた場合、可否の結果について当該事業代行者あて回答することに同意します。

受理番号 保証委託契約証書番号

## (保証の範囲)

- 一般財團法人住宅改良開発公社(以下「公社」といいます。)は、沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」といいます。)との間に締結されている保証委託契約の定めるところにより、保証委託者が公庫に対し負担する債務を当該保証委託者と連帯して保証します。
- 保証委託者が公社に委託する保証の範囲は、公庫の融資による元金、利息、延滞損害金、違約金、立替金の損害金及び回収に要した費用の合計額とします。

## (保証料)

- 保証委託者は、公社と保証委託契約を締結したときは、公社の定めるところにより、保証料を納付しなければなりません。
- 保証委託者は、債務が確定した日にその日前に予定された債務が増額されたことにより保証委託契約が変更されることは、公社の定めるところにより、相応の保証料を納付しなければなりません。
- 公社は、債務が確定した日にその日前に予定された債務が減額されたことにより保証委託契約が変更されたときは、公社の定めるところにより、相応の保証料を返戻します。

- 公社は、保証委託者が公庫に対する期間前に債務の全部を繰り上げて返済したとき(公庫から返済請求を受けた場合を除く。)は、公社の定めるところにより、相応の保証料を返戻します。ただし、保証委託者が、保証委託の申込みに際して、返戻を予定しない保証料を選択したときは、納付を受けた保証料は返戻しません。
- 公社は、前2項に規定する場合、通常による過取の場合、過算による場合は、納付を受けた保証料を除いては、納付を受けた保証料を返戻しません。
- 公社は、保証料を返戻するときは、返戻する保証料に利息を付しません。

## (保証期間)

- 保証期間は、保証委託者が公庫に債務を負担した時(保証委託申込時にいる保証委託契約が解除された時)から始まり、証券化する場合は、当該融資に係る保証人と公庫との間に繰り返されている保証委託契約が解消された時)から終ります。
- 保証期間には、保証委託者は、常に公庫の融資を受けている保証委託申込時に既に公庫の融資を受けている保証委託者に対する保証債務を履行されても異議ありません。
- 保証期間において「原債権」といいます。)及びこれに付從する抵当権その他の担保を取得し、その求償権又は原債権に基づいて、保証委託者に対する求償権の範囲は、次のとおりとします。

## (保証債務の履行)

- 保証委託者は、公事が公庫から保証債務の履行を求められたときは、公庫から保証委託者に対する通知及び催告なくして保証債務を履行されても異議ありません。
- 公社は、保証債務を履行したときは、これに伴い求償権並びに保証委託者に対する債権(以下この項目において「原債権」といいます。)及びこれに付從する抵当権その他の担保を取得し、その求償権又は原債権に基づいて、保証委託者に対する求償権の範囲は、次のとおりとします。

## (前項に規定する求償権の範囲は、次のとおりとします。)

- 第1条第2項の規定による公庫の保証債務の履行日から完済までの期間の日数に応じ、年14.5パー-セントの割合を乗じて計算(年365日の日割計算)して和た金額に相当する超過預金金額
- 前項に規定する求償権の範囲は、次のとおりとします。
  - 公社が第4条の保証債務を履行した場合は、公庫に対する債務者の債務について、担保提供者が公庫に提供した担保の全額を公庫が代位することとし、第1項及び第2項の求償権の範囲内で、公社が公庫の有していた一切の権利を行使できることとします。
  - 公社が前条1項の規定による履行の請求をしたにもかかわらず、担保提供者が公庫に提供した担保の実行がなされたと(抵当権の実行)
    - 担保提供者は、公庫に対する債務を弁済したとき又は担保提供者が公庫から取得した抵当権を実行します。

## (報告義務)

- 保証委託者又はその相続人は、次の場合においては、直ちに書面をもって公庫に報告しなければなりません。
  - 保証委託者が死滅し、若しくは解散し、又は合併したとき。
  - 保証委託者が氏名若しくは商号又は住所を変更したとき。
  - 保証委託者について、支払停止若しくは手形交換所の取引停止処分があつたとき、又は清算に入つたとき。
  - 債務の内容に変更があつたとき。
  - その他求償権の行使に影響のある事態が発生したとき。
  - 債務が完済となつたとき。
- 公庫から取得した抵当権を実行します。

## (調査協力)

- 保証委託者又はその相続人は、第一次の場合は、直ちに書面をもって公庫に報告しなければなりません。
- 保証委託者が死滅し、若しくは解散し、又は合併したとき。
- 保証委託者について、支払停止若しくは手形交換所の取引停止処分があつたとき、又は清算開始その後の法的手段開始の申立てがあつたとき、又は清算に入つたとき。
- 債務の内容に変更があつたとき。
- その他求償権の行使に影響のある事態が発生したとき。
- 債務が完済となつたとき。
- 保証委託者又はその相続人が前項の規定による報告を欠き、又は虚偽したことを認めたときは、すべて保証委託者はその相続人の負担とします。

- 保証委託者は、公庫が債務の履行状況又は抵当権の状況を調査するときは、これに協力しなければなりません。
- 本契約に關しての訴訟、調停及び和解については、公社の事務所の所在地を管轄裁判所とすることに合意します。

(管轄裁判所の合意)

第9条 本契約に關しての訴訟、調停及び和解については、公社の事務所の所在地を管轄裁判所とすることに合意します。

(2018.6.20)

